

日米地位協定の運用において裁判権放棄の 日米密約の公表と破棄を求める意見書

昨年、日本の研究者の調査により、米国立公文書館の解禁文書から日米地位協定第17条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めが発見された。1953年10月28日に開かれた日米合同委員会裁判権分科会の「非公開議事録」の形式をとって交わされたものである。この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要なと考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがない」と述べることができる」と米側に約束している。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しない」という合意に達することが重要だということだ」(1953年9月1日、東京での交渉記録)との米政府の要求に基づいて結ばれたことを明らかにしている。

そして、在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、2001年に発表した論文で、「日本はこの了解事項を誠実に実行してきている」と明言し、密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局の「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使資料」のデータは、日本が実際にかなりの比率で裁判権を放棄していることを裏付けている。

これらの事実は、米軍の犯罪、事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在と密かに運用されている事実を示すものである。これは国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる国の主権に関わる大問題である。とりわけ、米軍基地をかかえ、米兵による犯罪をはじめ基地被害が続く沖縄県全域では看過できない問題である。

読谷村議会では、住民の生命と財産、権利と人間としての尊厳を守るという自治体の責務に基づき、下記のことを日本政府に要求する。

記

日米地位協定第17条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第1次裁判権放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、これを破棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日
沖縄県読谷村議会

あて先
内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣